

令和8年度 国民年金基金連合会事業計画

令和8年度国民年金基金連合会事業計画

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、その設立目的を全うするため、国民年金基金制度及び個人型確定拠出年金制度の普及発展及びその円滑な実施を目指し、次に掲げる事業を適正かつ効率的に推進する。

I 国民年金基金に関する事業

1 中途脱退者等に対する年金給付等の事業の推進

中途脱退者（国民年金基金（以下「基金」という。）の加入員資格を60歳になる前に喪失した者。ただし、15年以上基金に加入していた者を除く。以下同じ。）等について、年金給付等を確実にを行うため、次の取組を行う。

(1) 待期者に関する業務の管理

待期者（受給年齢前の中途脱退者）に対する次の業務を適切に行う。

- ① 待期者に対し、定期的（3年ごと）に納付実績、受取予定年金額等の情報を提供するとともに、住所等の変更があった場合の手続を促す。
- ② 待期者のうち転居等により住所不明となっている者に対し、日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行う。
- ③ 待期者のうち日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークからの死亡情報の提供により死亡が判明した者

の遺族に対し、遺族一時金（以下「一時金」という。）の請求勧奨を行う。

(2) 中途脱退者等に対する年金等の支給

中途脱退者等に対し、正確かつ迅速に年金及び一時金の決定及び支給を行う。

(3) 年金未請求者に対する取組

年金未請求者（受給年齢に達した中途脱退者であって年金請求を行っていない者）に対し、年金支給を確実にを行うため、次の取組を行う。

- ① 年金の受給権が発生する月の前月に、年金請求案内を行う。
- ② 受給年齢到達後の年金請求が遅れている者に対し、再案内を年3回（3月後、6月後及び1年後）、それ以降は毎年1回、定期的に行う。
- ③ 再案内を行った後も年金請求のない者に対し、文書に加えて、電話等による勧奨の実施を推進する。
- ④ ホームページ、通知文書等において、住所等の変更や年金請求の手続を呼びかける。
- ⑤ データベースの活用により、年金未請求者の状況把握及び管理を的確かつ効率的に行う。

2 国民年金基金制度に関する企画及び基金との連携

(1) 国民年金基金制度に係る企画

国民年金基金制度に係る諸課題について、基金の意見も

聴きながら、必要な調査や検討を行い、厚生労働省に意見・要望等を行う。

また、法令等の改正に関し、厚生労働省の検討状況に応じて対応する。

(2) 基金との連携及び支援

健全な財政運営を確保し、制度の信頼を維持していくための必達目標である新規加入員数3万人(再加入含め3万3千人)、増口を含めて4万ポイントの達成に向けて、基金と連合会が密接に連携して取り組む。

① 共同ダイレクトメール(以下「共同DM」という。)の送付

全国国民年金基金と連携し、効果的に共同DMを発送する。加えて、制度の更なる理解促進のためのWEB誘導等について、引き続き検討する。

② ホームページによる情報発信

基金制度に関する理解を深めることができるよう、ホームページを通じ適切に広報及び情報の提供を行う。

また、令和8年12月実施の基金の掛金限度額引き上げについて情報の提供を行う。

③ 基金の広報活動等への支援

基金のパンフレット作成、TV広報、SNS等の広報活動や加入推進活動について、引き続き支援する。

④ 月報等を通じた情報提供の充実

基金における加入推進に関する管理・分析を行うことができるよう、加入推進に係る月報、年報等により基金

に適時適切な情報提供を実施する。

⑤ 多様な広報・情報提供手段の活用等

国民年金基金の加入推進の広報ツールとして、国民年金基金と個人型確定拠出年金(iDeCo)の両制度が併記されたパンフレットや、キャラクター(kokky)・ロゴ・愛称を活用した制度案内動画による広報・情報提供を拡充する。

また、「国民年金基金・iDeCo 共同オンラインセミナー」を開催し、両制度の加入促進を併せて実施するため、第1号被保険者に対する両制度の周知及び理解促進のための取組を行う。

⑥ 国民年金基金運営協議会(以下「運営協議会」という。)、国民年金基金実務レベル会議(以下「実務レベル会議」という。)を通じた基金との連携

運営協議会、実務レベル会議において、定期的に加入状況や加入推進活動等に関する情報共有や意見交換を行い、基金と連合会の連携を密に行う。

3 基金と共同して行う事務処理(共同事務処理事業)の推進 共同事務処理事業について、運営協議会の方針を踏まえつつ、以下について実施する。

(1) 連合会に設置されたホストコンピュータと基金の端末装置をオンライン通信回線で結ぶ共同事務処理システムを適切に管理する。

(2) 令和7年度年金制度改正に伴う国民年金基金の掛金額

上限の引上げ（月額 6.8 万円から 7.5 万円）への適切な対応及び事務処理の効率化、迅速化を図るため、国民年金基金システムについて、所要の改善を行う。

- (3) 国民年金基金システムの開発及び運用については、システム事故、システム障害及び開発遅延の発生防止のために、進捗管理の徹底、要件定義、運用手順等の点検、サンプル調査等に取り組む。
- (4) 年金振込に関する事務処理について、連合会が各基金の年金振込データを一括して各基金名で金融機関へ提出する。
- (5) 基金現加入者、待期者及び年金未請求者に対し、それぞれに対応した定期的な情報提供を行う。
- (6) 共同事務処理事業については、各基金の円滑な事業実施に資するよう、各基金への支援・指導、情報提供を適時適切に実施する。
- (7) 「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）における措置事項（国民年金基金手続のオンライン化）について、令和 7 年 12 月の一次開発に続き、二次開発として国民年金の繰上げ請求者もオンライン請求の対象とする等の一部機能について、各基金、委託業者等と調整を行い、開発を行う。

4 資産運用に関する事業の推進

(1) 資産運用に関する事業の実施

積立金（年金及び一時金に充てる積立金のほか、給付確保事業、共同運用事業、財政調整事業及び年金財政安定事業に係る資産を含む。）の運用に係る「積立金運用の基本方針」に沿って安全かつ効率的な運用を行う。

① 資産運用ガバナンスへの取組

透明性や説明力の向上の観点から資産運用委員会の審議内容の拡充等、会議運営の一部変更を実施する。その上で理事会・評議員会と密に連携する。

運用企画会議と運用リスク等検討会議を通じて、牽制機能が働くリスク管理を行う。

② 基本ポートフォリオの検証

数理部が実施する財政検証と連携しつつ、基本ポートフォリオ策定時から市場環境が変化していないか、大きな運用損失等により財政状況が悪化していないか等を確認の上、見直しの検討基準に基づき基本ポートフォリオの検証を行う。

③ リスク管理

ポートフォリオ全体、マネージャーストラクチャー及びオルタナティブ投資におけるリスク管理を適切に行う。

資産運用部が自律的にリスク管理を行うとともに、フィデューシャリー業務推進部が資産運用部に対して必要な牽制を行う。

④ ディスクロージャーへの取組

運用状況を適時、適切に開示する。

・一般ホームページで、年次、四半期での運用状況の開

示を実施

⑤ 各基金へのサポート

各基金への資産運用業務のサポートを行う。

- ・ 会員専用ホームページを通じたレポートによる情報提供
- ・ 運営協議会、実務レベル会議における運用報告
- ・ 各基金の理事会・代議員会等における支援
- ・ 全国基金が保有する資産の管理のサポート

⑥ P R I に関する対応

P R I の署名機関として、年次報告書の作成等必要な対応を行う。

⑦ スチュワードシップ活動等の推進

令和7年度に改訂した、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」及び令和6年度に制定した「サステナビリティ投資方針」に基づき、スチュワードシップ活動・サステナビリティ投資を推進する。

「国民年金基金スチュワードシップ活動・サステナビリティ投資連絡協議会」を開催し、各基金とのスチュワードシップ活動やサステナビリティ投資に関する情報交換・協議を実施する。また、サステナビリティ投資についての調査、研究を行う。

更に、コーポレートガバナンス・コードの見直し等を踏まえ適宜対応する。

(2) 「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトの実施

連合会資産運用プロセスにおける判断基準や考え方の一貫性や全体整合性の向上等を通じて、受託者責任をより適切に果たすことを目的とし、「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトを実施する。

同プロジェクトの検討進捗に応じて、次の各取組をはじめ資産運用プロセス全般について、順次必要な改善を実施する。

① マネジャーストラクチャーの設計及び見直し

マネジャーストラクチャーにおけるアクティブ・パッシブ比率、スタイル分散等の考え方を整理し、その考え方に沿って運用受託機関の見直しを開始する。

② リスク管理方針及び運営の再設計

ポートフォリオ全体及びマネジャーストラクチャーにおけるリスク管理方針等の再設計を行い、リスク管理運営の見直しを実施する。

③ 資産運用ガバナンスの再確認

意思決定プロセス等、連合会の資産運用ガバナンスについて改めて確認し、見直しを行う。

また、前年度の資産運用プロセス全体運営について、フィデューシャリーとしての妥当性の観点から、資産運用委員会に諮問する。

④ P D C A 運営の再設計

プロセス責任を果たすためのガバナンス及びP D C A運営を再設計する。

5 数理業務の遂行

基金及び連合会の年金財政に係る以下の数理業務を適切に実施する。

- (1) 基金及び連合会の令和7年度決算書（年金財政関係部分）の作成
- (2) 基金及び連合会の令和9年度予算書（年金財政関係部分）の作成
- (3) 令和7年度版統計資料の作成（冊子の作成・配付、概要のみホームページ掲載）
- (4) 令和7年度決算に基づく財政検証
資産運用部と十分に連携しつつ、基本ポートフォリオの検証と一体的に制度の財政状況の検証を行う。
- (5) 制度改正等に対応する年金財政システムの改修及びシステムオープン化
制度改正等への対応として必要なシステム改修を行う他、システムオープン化を実現するため、基本設計を行う。
- (6) 「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトにおける取組み
「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトの各検討課題において、財政運営の面から必要な試算や検討等を行う。
- (7) 制度改正等への対応に必要な数理業務

II 個人型確定拠出年金に関する事業

1 iDeCoの実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金（iDeCo）の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施する。

特に、①年金制度改正法等の施行に向けた事務構築等、②オンライン化の更なる推進、③事務処理体制の効率化・基盤整備等、④iDeCoに関する啓発・広報に取り組む。

2 年金制度改正法等の施行に向けた事務構築等

- (1) 令和7年の年金制度改正法の施行（令和8年12月）に向けて、事務フローの構築、システム開発、各種届出の整備等を進める。
 - ① iDeCo 拠出限度額の引上げ（5.5万円から6.2万円等）
 - ② 加入年齢の引上げに伴う5号加入者の新設
加えて、大量の掛金変更申請に向けた新たな事務処理体制の整備を行う。
- (2) 手数料改定の実施に向けた周知等
 - ① 加入者等に周知するため、リーフレット・FAQ等を作成し、運営管理機関等に周知の協力を依頼する。
 - ② 加入者に対し、令和8年小規模企業共済等掛金控除証明書（以下「控除証明書」という。）の送付を活用して、手数料改定について周知する。
 - ③ 年単位拠出を行っている加入者に対し、手数料負担の変更点について、通知を行う。
 - ④ 令和7年度の決算、事業の実施状況等を踏まえ、事業の安定的かつ継続的な運営のため必要があると認める

ときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

3 「デジタル改革」に対応したオンライン化の推進

(1) 住所変更届等5手続のオンライン化(呼称「e-iDeCo サービス」)の円滑な運営等

令和7年10月以降順次、運営管理機関ごとにサービスを開始した e-iDeCo について、円滑な運営・定着に向けて、運営管理機関向けのマニュアル整備などを進める。

(2) iDeCo プラスのオンライン化

中小事業主の手続負担を軽減するため、事業主手続きのオンライン化を検討し、令和9年度中の一次リリースを目指す。

(3) 控除証明書の電子交付化の推進

マイナポータルを利用した控除証明書の電子交付の仕組みが完成したことを踏まえ、葉書による印刷郵送の控除証明書との関係整理に向けた検討を行う。

4 事務処理体制の効率化・基盤整備等

(1) 事務処理センターの効率化

① e-iDeCo の普及促進等による各種届出の電子化に合わせて、書面による届出の事務処理体制の効率化とコスト削減を促す。

② 年金制度改正法の施行に伴い、掛金変更や新規加入手続の増加が見込まれるため、e-iDeCo システムの運行監視や書面の届出の登録業務に不足が生じないように、事務

処理体制の構築を促す。

(2) コールセンターの体制強化

① 例年対応している控除証明書の発送や、e-iDeCo に関する電話対応に加え、年金制度改正法の施行にも対応できるように体制確保を促す。

② AI等の技術を活用した電話対応後の記録業務の省力化等、コールセンター運営の生産性向上を促す。

(3) 運営管理機関等との連携推進

年金制度改正法及び手数料改定の施行に向けて、実施スケジュールや事務マニュアル改訂の内容を早期に明確化して共有するなど、関係者との意思疎通を密にし、制度改正等の施行に臨めるよう対応する。

(4) 自動移換者への取組

① 令和8年4月から自動移換手数料の見直しを行うことに伴い、特定運営管理機関と連携し、自動移換者に移換手続等を促す。

② 自動移換時及び年1回の手続勧奨通知の送付など、自動移換者に対する取組を着実に実施する。

③ 令和9年度から、75歳以上の老齢給付金の強制裁定が開始されることを踏まえ、特定運営管理機関と密接に連携し、円滑に支払い等を実施するための事務処理体制を整備する。

5 iDeCo 加入者等のニーズを捉えた的確な啓発・広報

(1) iDeCo 公式サイトの充実

- ① 所得控除に関するシミュレーターを改良する。
- ② 公的年金シミュレーターからの遷移フローを構築する。
- ③ 金融経済教育推進機構（以下「J-FLEC」という。）等の外部機関と連携し、教育コンテンツの向上に取り組む。

(2) 啓発活動の実施

- ① 加入率の低い若年層の iDeCo に関する認知度を高めるとともに、制度の魅力や将来の資産形成の重要性への理解を促進するためのショート動画等のデジタルコンテンツを作成し、SNSを活用した効果的な発信を図る。
また、運営管理機関と協力して、若手社会人などの若者向けの加入促進を図る。
- ② iDeCo セミナー及び iDeCo と国民年金基金との合同セミナー（いずれもオンライン開催）の実施等を通じ、iDeCo の認知度の向上及び理解の促進を図る。
- ③ iDeCo プラスセミナー（オンライン開催）の実施や iDeCo プラスの導入解説動画の作成等を通じ、中小企業の事業主や従業員等に対する iDeCo プラスの認知度の向上及び理解の促進を図る。
- ④ 企業年金連合会に iDeCo 加入者等への投資教育を委託し、企業年金連合会が作成した iDeCo の投資教育動画の周知・広報を行うとともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。
- ⑤ 全国社会保険労務士会連合会と連携し、社会保険労務士への研修を通じて、iDeCo プラス制度の周知や顧問先

中小事業主へのサポートを促進する。

- ⑥ J-FLEC 認定アドバイザーが iDeCo の制度内容やメリットをより分かりやすく利用者へ伝えられるよう、実務に即したアドバイザー研修資料や説明ツールの整備・提供を検討する。

Ⅲ 連合会の運営管理に関する事業

1 組織の運営管理

- (1) 理事会、評議員会、個人型年金規約策定委員会、学識経験理事候補者選考委員会、資産運用委員会、運営協議会、実務レベル会議、調達委員会及び調達監視委員会の開催

① 理事会の開催

理事会は、評議員会・個人型年金規約策定委員会の招集及び評議員会・個人型年金規約策定委員会に提出する議案等を決定するため、7月（決算等）及び令和9年2月（予算等）に開催する。また、このほか必要に応じ別途開催する。

② 評議員会の開催

評議員会を8月（令和7年度決算及び事業報告等審議）及び令和9年3月（令和9年度予算及び事業計画等審議）に開催するとともに、必要に応じ別途開催する。

③ 個人型年金規約策定委員会の開催

個人型年金規約策定委員会を8月（令和7年度決算及び事業報告等審議）及び令和9年3月（令和9年度予算及び事業計画等審議）を目途に開催するとともに、必要

に応じ別途開催する。

④ 学識経験理事候補者選考委員会の開催

令和9年4月に任期満了を迎える学識経験理事の候補者を選考するため、学識経験理事候補者選考委員会を年3回程度開催する。

⑤ 資産運用委員会の開催

資産運用委員会を運用状況の報告及び積立金の運用に関する重要事項の審議を行うため、年4回を原則とし、必要に応じ別途開催する。

⑥ 運営協議会の開催

基金の運営の基本的方向や事業推進に関する事項及び事務処理体制や事務処理システムの開発事項の検討のため、運営協議会を四半期に1度開催するとともに、必要に応じ別途開催する。

⑦ 実務レベル会議の開催

連合会と基金の間の定期的な協議・調整及び情報共有・交換を行うため、実務レベル会議を原則毎月開催する。

⑧ 調達委員会及び調達監視委員会の開催

ア 調達委員会

概算所要見込額が一定額を超える調達案件の契約方法及び調達内容の妥当性、適正性を審査するため、調達委員会を原則毎月開催する。

イ 調達監視委員会

契約締結後、競争入札契約や随意契約に係る手続き

等の妥当性を審議し、その結果を次期調達に反映させることにより、契約業務の適正化及び透明性を図ることを目的として調達監視委員会を年1回開催する。

なお、令和8年度においては、審議案件調書の記載事項や運営方法の見直し等を行い、審議の効率化を図る。

(2) 予算の作成及び適正執行

令和8年度予算実施計画を作成し、計画に則り適切に執行管理を行う。

また、令和9年度予算案を作成し、評議員会及び個人型年金規約策定委員会の議決を経て、厚生労働大臣の認可を受ける。

(3) 経理、決算業務

規程及び会計原則に準拠して適切に経理処理を行う。また、令和7年度決算業務として財務諸表及び業務報告書を作成し、評議員会及び個人型年金規約策定委員会の議決を経て、厚生労働大臣の承認を受ける。

(4) 定員、職員給与及び人事関係

① 定員関係

令和8年度の定員を適正に管理するとともに、制度改正等に伴い業務量増となった場合は、職員の適切な補充を行う。また、欠員が生じた場合は速やかに補充を図る。

※ 令和7年度末の定員は、役員3名、職員68名

② 給与関係

令和8年度において、国家公務員給与の見直しが行わ

れた場合には、速やかに職員給与規程等の見直しを行う等必要な措置を講ずる。また、職員の昇給等に当たっては、連合会職員の人事評価制度の評価結果に基づき適正に行う。

③ 人事関係

職員の昇任等に当たっては、連合会職員の人事評価制度の評価結果に基づき適正に行う。また、高度の専門的な知識経験及び優れた識見を有する人材（以下「高度専門人材」という。）を一定期間従事させるための仕組みを創設し、資産運用業務等の特定の分野の業務において必要な高度専門人材の確保を進める。

(5) 人材育成

① 職員研修

職員の資質向上を図る観点から、職員の能力、役職等に応じ、計画的に職員研修を実施する。

② 資格取得助成等

職員が連合会業務に関する国家資格、公的資格を取得するため、講座等を受講し、又は国家資格等試験を受験した場合には、その費用を助成するとともに、一定の国家資格等の取得者には、資格取得奨励金等を支給し、職員が自己啓発を図ることを支援、促進する。

(6) 規約及び諸規程の整備・見直し

連合会規約、個人型年金規約及び諸規程について、制度改正等により一部変更等が必要となった場合には、速やかに見直しを行う等必要な措置を講ずる。

(7) 職員の健康管理

労働時間の客観的な把握、健康診断等を通じ、産業医と連携した職員の健康管理を推進するとともに、衛生委員会の議論を踏まえた職場環境改善に取り組む。

(8) 業務継続計画（BCP）への対応

大規模な自然災害等による危機に迅速かつ的確に対応するため、必要な業務を継続的に実施するための訓練を行うとともに、業務継続計画の定期的な見直しと更新を行う。

また、重要業務である年金支払業務のBCP対応マニュアルについて、委託業者等と調整を行い、作成を進める。さらに、災害備蓄品の拡充を進める。

(9) オフィスの在り方の検討

今後のオフィス環境についての検討を行うため、現状のオフィス環境の基礎調査結果に加え、調査中のマシンルーム縮小・廃止による事務室転用経費などの必要なエビデンスの収集に取り組む。

2 内部統制の強化・充実

(1) リスク管理・コンプライアンスの強化

① 連合会全体のリスク管理体制を整備し、定着化を図るために、リスク管理推進計画を策定し、着実に実施することにより、法人運営の適正性や事務処理の正確性を確保するための内部統制を強化する。

令和8年度においては、文書審査における生成AIの試行的活用を進める。

- ② 「リスク管理・コンプライアンス会議」を定期的開催し、連合会全体のリスク管理の状況及び法令等の遵守状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理及びコンプライアンスに関する施策の審議を行う。
 - ③ 事務処理誤り等の報告を徹底し、「リスク管理・コンプライアンス会議」において発生原因や事後対応等について審議することにより、再発防止に努める。
 - ④ リスクアセスメントを通じて、残存リスクが高いと評価された業務領域について、業務マニュアル改訂等の改善策を実施することにより、事務処理誤り等のリスクの低減・未然防止を図る。
- (2) システムリスクの管理強化
- ① 連合会業務に係るシステム全体の適正な管理のため、外部有識者も活用しつつ、システム開発工程における確認体制や委託事業者に対する管理を強化するとともに、システムに係る事故、障害、遅延等の発生防止に取り組む。
 - ② 情報セキュリティ対策の定着化を図るための指導・モニタリングに取り組み、外部有識者も活用しつつ、情報セキュリティ対策推進計画の内容の見直しを図るとともに個人情報をはじめとする情報資産の保護管理の徹底を図る。
 - ③ 情報セキュリティ事故（インシデント）の事例等を収集・分析するとともに、その結果に基づき訓練及びレビューを実施し、運用体制の有効性を高める取組を行う。

- (3) 内部監査の実施
 - ① 連合会の業務運営が適正かつ効率的に実施されているかを確認するため、監査計画に基づき各部署に対し定期監査を実施する。
 - ② 連合会の業務運営における課題等に着眼した上で、必要に応じて、特別監査（テーマ別監査）を実施する。
 - ③ 情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ監査を実施する。
また、専門的な知見からの確認や助言を求めため、必要に応じて、監査の一部業務を外部委託する。
 - ④ システム開発案件が多い現状を踏まえ、システム開発領域等に対する監査の実施（令和9年度からの実施を目標）に向けた準備を行う。

- (4) 外部監査の実施
経理処理の適正性を確保するため、年金経理、業務経理等すべての経理について会計監査人（公認会計士）による会計監査を受ける。

- 3 電算システム機器（メインフレーム）のオープン化の推進
令和11年度の電算システム機器のオープン系システム基盤への移行に向けて、令和7年度に実施した要件定義を踏まえて設計、開発を進める。
また、発注者支援業者の支援を受け推進体制を整備する。